

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第4号	令和5年6月2日	伊予市役所	教育委員会 学校教育課
題 目（テーマ）： 学校関係チラシ配布の規定についての情報公開について			
提 案 理 由（要旨）			
<p>学校教育課を通して、小中学校にてチラシの配布の申請をお願いしたところ、昨年一昨年と許可が出ていたものと変わらずでしたが、承認いただけませんでした。</p> <p>理由を聞いたところ「昨年11月に規定が変わり、市の後援がない、公的機関でない、民間ではだめなど、総合的に検討したところ承認できない。」と電話で回答をいただきました。</p> <p>「今後の配布物について検討したいので、その規定を書面で教えてください。」と尋ねたところ「市役所にお越しく下さい。」と一度は言われましたが、二転三転し「内部的なものなので開示できません。」と断られました。</p> <p>開示できない規定とはどういうことなのでしょう。口頭ならお答えできる規定とはどういったものなのでしょう。理由が明確でなく、その場しのぎで答えているように感じモヤモヤしました。</p> <p>以前にも別件で部活動の民間移行について相談をさせていただいたところ、検討することによって制作した書類などを渡しましたが、返信がなく持参した書類も紛失されました。</p> <p>誠実な対応をお願いしたいと思います。</p>			
回 答 内 容			
<p>平素より市の教育行政に対し、ご理解、ご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。</p> <p>さて、頂戴したご意見を拝見させていただきました。まずは、本市の説明により疑念を生じさせましたことに対し、お詫び申し上げます。</p> <p>ご相談いただいた一般の方からのチラシ配布は、法律や条例規則等に定められた業務でなく、その内容が学校教育に直接関係がある、又は教育施策の方針に適うと教育委員会が判断したものについて周知協力を行う、いわゆる行政サービスの一つとして、これまで行ってきた経緯がございます。</p> <p>一方で、近年依頼の増加によって、依頼先となる学校側の負担も増加していることから、教員の多忙化解消を促進する観点からも、昨年、配布協力の在り方について、再考いたしましたところ です。</p> <p>見直しの結果、引き続き配布相談を受けてはいるものの、ご意見にもありましたとおり、公的機関、後援を受けた団体や社会教育関係団体等を最優先とすることにしたため、一般の方からのご依頼をお断りするケースが多くなっているのが実情でございます。</p> <p>冒頭でもお詫びいたしましたが、「規定」という言葉を使い、業務としてチラシ配布を行っているという疑念を抱かせてしまいましたことについて、改めてお詫びいたします。</p> <p>最後になりますが、部活動の地域移行に関しましてもご提案いただくなど、本市の教育行政に深く関心と関わりを持っていただいておりますことに感謝いたしますとともに、今後とも、ご意見、ご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>			